

# 文書館だより

第18号

平成4年1月



「農業館と奏楽堂」

(部分 地図資料 85B5164 「一府十四県連合共進会記念写真帖」)

第一会場には、このほか蚕糸館、特許館、染織工芸館、雑工業館などの陳列館が立ち並び、七万点を超す各種産物が陳列されました。また、飲食店や各府県の売店、余興地の活動写真、不思議館などの興行は多くの人々でにぎわい、入場者は一一三万人以上にのぼりました。

期間中前橋・渋川間には電車が開通し、市街地の家庭には電灯がともり、会場の建物は夜間イルミネーションに輝くなど、電気時代の幕開けのなか空前のにぎわいとなりました。

(主任 田中尚)

発行／群馬県文書館  
〒371-前橋市文京町三丁目三番六号  
印刷／朝日印刷工業株式会社  
（0373）二一三六四  
題字／岡庭征人書

=紙面案内

- 全史料協の活動をめぐつて
- 明治期勧業文書の概要
- 新たに収藏された古文書
- 新たに閲覧できるマイクロ複製絵図
- 企画展「上野国絵図展」を終わって

明治四十三（一九一〇）年九月十七日から二カ月間、群馬県主催一府十四県連合共進会が前橋市で開催されました。共進会とは、産業の振興をはかるため参加府県が物産を陳列し、その成績を審査表彰するというもので、府県連合のかたちで全国的に行われていました。

会場は前橋市内三カ所に設けられ、第一会場の清王寺町（現県民会館）には、市が一万九〇〇〇坪の土地を提供して本館がおかれました。第二会場の連雀町（現本町一丁目）には参考館が建てられ、第三会場は馬匹畜産共進会が紅雲町（現前橋女子高校）で行なわれました。

この写真は、共進会の事業を記念して作成された「記念写真帖」の中の一葉です。左手前で人々に囲まれている建物は奏楽堂で、第一会場の中央に位置し連日洋楽が演奏され人気を呼びました。右奥は農業館で、参加府県の農産物二万四〇〇〇点余が陳列されました。

## 全国歴史資料保存利用機関 連絡協議会の活動をめぐって

埼玉県立文書館長 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会々長

関根敬一郎

一 住民の志向をよむ

はじめに地域の住民と文書館との出会いの場面を想定してみます。その人は、保存庫に生息する記録史料の貌に触れて、さぞ大きな驚きを味わうことでしょう。

自分が歴史的現在に位置すること「知」の歴史の往還を通ってそこに到達することと、そのためには時代の社会的當為と照応関係にある記録史料への想像力の働きかけが必要であることなどを瞬間に覺えられるからです。それが史料文化と成るためには、組織体が考案した代理表現や私的な集合表現をカバセルから取り出し一般化する組替え手続きが必要となりましょう。こうしてはじめて他の出版文化などの領域と表現の環が結ばれます。

言釈や史料にまかれて、田舎間にわざと存する会情報の一分野の集積ですが、歴史は「現在」の連鎖であり、現在とは行為によつて不可視になる「過去」であるということができます。従つて現在作られつつある記録史料もその価値において十分はじめから歴史的であります。そう考えますと、住民が自らの歴史を綴る主

言ふに及ばず、常に時代の変転にさらされて損傷と消散を被つてきましたが、とくにわが国の戦中の災害と戦後の急激な社会変動は、いたるところで古文書・公文書類が大量に散逸・湮滅する深刻な事態を招きました。

関係に立つことを意味します。これは地域社会における民主主義の深化とおそらくつながりをもつことがあります。文書館の社会的任務もそれとともに重要さを増すと思われます。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）の活動もこよなうした方向に密接に関わるものです。

能性は、その異なる動機、多様な関心といつた、歴史を現在に意識化する働きの度合に応じて、拡がりをもつものとなるでしょう。歴史を綴る主体であるとは、ひとが記録史料を所与の客観的な事実の集積として常に受動的に扱う立場に置かれることであり、むしろその内実の形成にかかる組織体の行為に意思を反映させ、かつその産物を能動的に活用する

これに対して、新しい歴史学の創造を目指す研究者らを中心に、史料の保存利用のための開かれた体制を制度的に実現する方向での熱心な努力が運動として取り組まれました。この運動の道程において一つの画期をなしたのは、地方史研究協

に文書館設立に結びつけたのが山口県文書館（昭和三四）です。どのような状況下にあっても文書館設立が個々の自治体の困難な自助努力によつて獲得されるものであることに変りなく、このパトスの継承は今日において特に重要です。

構想を踏まえ、日本学術会議が政府に対しして行つた「歴史資料保存法の制定について」の勧告（昭和四四）です。内容は、文書館設置を骨子とする法の制定の実現を企図したもので、歴史資料の現地保存による原則を謳うなど地方文書館主義の思想に貫かれたものとなっています。さらに重要なことは、歴史資料の公開無料制によることで、利用者サービスを柱に立てたことです。これは研究者集団内の公平利用のレベルを突き抜けて、国民を利用者として視野にとりこんだ発想である点で、「日本史料センター構想」への反対であると同時に史料保存利用運動の最初の礎石となる法理念の提示であったということができます。

記録史料の散逸・湮滅を応急的に防止する運動は文部省史料館の発足（昭和二

こうした「歴史資料保存法」の制定に向う運動の期間に、その運動の流れを、史料と利用者を媒介する実務担当者を軸として組織化していく動きが、史料保存利用機関等（国二、都道府県一一）の有志によって計られました。全史料協の前身に当るものがそれで、はじめ懇談会として発足し、昭和五年に歴史資料保存利用機関連絡協議会として正式に発会しました。昭和五九年に「全国」を冠して現在の名称となつたものです。活動の目標は、史料の保存利用について共通の目的をもつ機関及び個人の会員が横の連絡を密にして、大会・研修会・地域部会等を通じて、研究交流や情報交換につとめ、国際交流を図り、政策的かつ実践的に文書館振興運動をすすめることになります。現在、機関一〇六個人一二九、計二三五のメンバーモードとなっています。

記録史料の散逸・湮滅を応急的に防止する運動は文部省史料館の発足（昭和二六）に結びつきましたが、この運動は昭和三五年前後を境にして発展的に史料保存利用－文書館設立運動の段階に移行したといわれます。この期に、文書類の収集努力を文書館政策で裏打ちして自立的

機関二〇六個人一二九、計二三五のメンバーモードとなっています。



# 明治期勧業関係文書の概要

—件名カードの利用にあたつて—

行政文書課長 星野富夫

文書館では、行政文書の利用検索の便をはかるため、簿冊に含まれている件名のカード化をすすめています。これまで利用できた「地方」「学務」「社寺」関係の件名カードに加え、勧業関係文書の件名カード作成が終了し、閲覧室でご利用いただけるようになりました。

文書館所蔵の明治期勧業関係文書については、農業をはじめ各種産業を含む広い範囲に及び、簿冊数五六六冊、件名カード数約一万一五〇〇枚にのぼります。以下、表の分類項目に従つて、主な項目の概要を紹介します。

「水利組合」は、組合の会則や議事報告、予算決算、地方債の起債や償還台帳などが主なものです。用水を管理するために設立されていた水下村々の組合は、明治十三年の区町村会法以降二十五年の水利組合条例実施までは、水利土功会と呼ばれていました。

「農事試験場」は、二十八年四月に設立された農事試験場の試験成績報告や経費の支出に関するものです。

「肥料」は、営業免許証や肥料販売高の

届出が主で、不正肥料の取締を目的とする肥料取締法（三十四年）により知事の免許が必要となつたものです。

「農況・農事被害報告」は、三十三年以降の各農産物の景況報告や風水害、霜害などによる被害状況の報告です。

「小作慣行調査」は、四十五年に実施された小作慣行調査に関するもので、各市町村における小作契約の期限、小作料、納入方法などの小作慣行の調査書が全県的に残っています。

「諸会」は、各郡市町村農会により開催された各種品評会の報告書などです。

「蚕糸業」は、三十八年の「蚕病予防法」

明治期勧業関係文書数

分類項目	簿冊数	件名数
水利	57	1,506
農事	2	42
農業	5	156
肥料	53	1,402
農況・農事被害報告	29	1,020
小作	9	53
諸業	12	180
蚕業	4	22
耕作	6	196
林業	8	62
水産	4	130
鉱業	7	267
工場	5	198
機械	4	19
融資	2	111
銀行	1	10
会員	7	317
会員	5	316
会員	11	51
会員	328	5,259
会員	5	139
計	566	11,456

による蚕病予防吏員の任免や三十六年からの収穫予想高の報告案などです。

「耕地整理」には、耕地整理の補助金、事業奨励のための調査などのほか、耕地整理図も数点あります。

「林業」は、部分木台帳と県有模範林についてのものです。

「水産業」は、三十六年の「漁業法施行規則」にもとづく築や養殖業者の免許の交付に関するものです。

「鉱業」は、中小坂鉱山の開拓願はじめ石炭・石油の採掘願などとともに、三十六年の足尾鉱毒被害調査も含まれています。

「工場票台帳」は、北甘楽、佐波、多野、利根郡の工場調査表で、各工場の製造品名、従事者数、機械、製造高などが記載されています。

「農工銀行」は、三十一年に開業した農工銀行の貸付、検査報告、株主総会につ

はかるため全国で開催された各地の共進会のうち、三十四年の新潟、三十九年の山梨、四十一年の長野、及び四十三年の本県についての文書が残されています。

特に四十三年本県で開催された一府四県連合共進会については、規程、各種案内や入場券、陳列館の図面、出品台帳、売約簿など、準備から運営に関する文書が多数あり、連合共進会文書の大半を占めています。

以上が本館で収蔵している勧業関係の文書ですが、明治期の勧業政策や産業の実態に関する調査研究のため多くの方々のご利用をお待ちしております。

いての文書があります。

「移民」は、四十三年八月の大水害により罹災地を離れ北海道や朝鮮への移住を勧めた時の関係文書です。移住の募集や輸送、移住状況の報告などがあります。

「博覽会」は、三十三年に開催されたパリ万国博覽会への本県からの出品目録や、三十六年に大阪で開催された第五回内勧業博覽会関係、ほかに新聞記事の切抜きもあります。

「展覧会」は、主に四十四年本県で開催された第一回工芸品展覧会の出品審査台帳です。

「連合共進会」には、地方産業の振興をはかるため全国で開催された各地の共進会のうち、三十四年の新潟、三十九年の山梨、四十一年の長野、及び四十三年の本県についての文書が残されています。

特に四十三年本県で開催された一府四県連合共進会については、規程、各種案内や入場券、陳列館の図面、出品台帳、売約簿など、準備から運営に関する文書



## 「上野国の国絵図展」を終えて

主幹兼専門員 田嶋亘

企画展のテーマとして、国絵図を取り上げることが最初に提案されたのは、平成二年十月のことでした。国絵図としては、当館に元禄上野国絵図が寄託されていたためと、何分にも大きすぎて普段の閲覧には適さないものなので、この際一般公開の機会を作ろうとしたのです。

展示のための作業の第一は、展示物に関する調査で、展示パネルとパンフレット用の写真撮影も同時に行なうことでした。対象は、県内外に存在する江戸幕府撰国絵図及びその写やそれをさらに模写したと考えられる上野国一国絵図で、手書きのものや版物としました。

調査の結果、把握できたのは、小型の国絵図が十三枚でした。そのうち版物は一枚で残りは手書きの絵図でした。

それは、博物館や資料館に保管されているものが大部分でしたが、旧藩士や旧名主であつた家などにも残されているものがありました。最も大きいもので縦186cm×横169cmだったことで、撮影は通常の方法で何とか可能でした。

当館には元禄上野国絵図と天保上野国



元禄国絵図の撮影（於生涯学習センター）



天保国絵図の展示準備（ビニロンフィルムで覆う）



展示会場（手前天保絵図、奥元禄絵図）

絵図下書き控図があり、とくに元禄国絵図は、縦520cm×横555cmの巨大なもので、写真撮影には、広いスペースが必要で、カメラの位置も五メートルの高さが必要でした。そのため他に場所（生涯学習センターの多目的ホール）をお借りして、展示台を文書館から運び、組立てて撮影しましたが、写真は二枚に分割して撮らざるを得ませんでした。

また、実際の展示は、元禄・天保の両国絵図の現物を展示する場所としては、

館内では研修室以外ではなく、そのため県民の日を含めて三日間の展示が限度と判断しました。

展示の間は、管理面から、その都度保管庫にもどし、警備も職員が分担して行うこととしました。

元禄上野国絵図は、すでに作ってあつた展示台にのせ、天保上野国絵図下書き控図の場合は細長い切絵図に分割されていて、机を並べ台とし、その上に木綿の白布を敷き、次に調湿紙、その上に切絵図をのせさらに絵図のカバーとして、ビニロンフィルムで覆つて展示することとしました。

展示室における展示は、スペースの制約から、写真パネル及びコピーパネルを中心としたものとなり、元禄上野国絵図の現物を展示する場所としては、

結果からみて、文書館における現物の巨大絵図の取り扱いは、折りたたみの際のいたみ、また、人手と場所などを考えると、展示の機会は多く設定できないものと考えられます。その上、閲覧に供するとなるとやはり、その現物に代わる複製品の作成が欠かせないこととなります。

文書館では、明治期地籍図のマイクロ化と複写サービスを手がけていますが、そのような方向が今後とられて行くべきだと考えられます。

も縦200cm×横200cmに縮小した複製物を作りました。展示する大きさとしてはは限界を感じさせるものでした。

館蔵品以外の国絵図は、十一枚を選び写真パネル（90×90）にして展示しました。



